

第4章 呉市バリアフリー基本構想

1 重点整備地区の設定

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー法では、重点整備地区の要件が次のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

国の基本方針では、促進方針同様、原則として生活関連施設がおおむね3以上あること、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であることとしています。

② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

国の基本方針では、促進方針の要件に加え、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。

③ バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(2) 呉市における重点整備地区設定の方針

促進地区のうち、従前の重点整備地区であるJR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区の2地区を、引き続き重点整備地区に位置付けます。

また、JR駅の一日当たりの平均的な利用者数が2千人以上であるJR吉浦駅周辺地区を、新規に重点整備地区として位置付けます。

表10 旅客施設（鉄道駅）の利用者数とバリアフリー化の状況

駅名	一日当たりの平均利用者数	運営形態	バリアフリー化の状況				
			段差の解消	障害者用トイレ	誘導用ブロック	障害者対応型改札口	障害者対応型券売機
呉	21,154	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
広	7,300	運行時間中 駅員常駐	○ (エレベーター)	○	○	○	○
新広	7,076	窓口閉鎖時間あり	○	駅舎外あり	○	○	○
安芸阿賀	4,684	窓口閉鎖時間あり	○ (エレベーター)	駅舎外あり	○	○	○ 3,000人/日
吉浦	2,418	無人駅	×	×	○	○	○ 2,000人/日
呉ポートピア	1,710	無人駅	×	×	○	○	○
安芸川尻	1,526	無人駅	×	×	○	○	○
安浦	1,180	無人駅	×	×	○	○	○
天応	1,154	無人駅	×	×	○	○	○
仁方	1,024	無人駅	○	×	○	○	○
川原石	994	無人駅	×	×	○	○	○
安登	716	無人駅	×	×	○	○	○
かるが浜	414	無人駅	×	×	○	○	○

平均利用者数：令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な利用者の減少が見られるため、令和元年度のデータを採用。

(3) 特定事業の設定

特定事業は、重点整備地区において生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために実施するものです。

バリアフリー法において、その内容は次のとおり定められており、各重点整備地区の特性やバリアフリー化の状況等を踏まえ、必要となる事業を設定します。

表 1 1 特定事業の内容

特定事業	実施事業
公共交通 特定事業	・ 特定旅客施設※ ¹ におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
道路特定事業	・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場 特定事業	・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園 特定事業	・ 都市公園のバリアフリー化のために必要な特定公園施設※ ² の整備
建築物 特定事業	・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設※ ³ の整備 ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全 特定事業	・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等） ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）
教育啓発 特定事業	・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催 等） ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

※1：1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、または相当数の高齢者、障害者の利用が見込まれること、または当該旅客施設において移動等円滑化の事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる旅客施設

※2：都市公園の出入口と公園施設（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識等）との間の経路及び駐車場と公園施設との間の経路を構成する園路及び広場

※3：出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーター、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等

(4) 特定事業の基本的な方針

JR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区は、未整備の生活関連経路のバリアフリー化とともに、まちの変化や今後のまちづくりを踏まえ、必要となるバリアフリー化事業を特定事業に位置付けます。

JR吉浦駅周辺地区は、バリアフリー化の現状や課題を踏まえ、必要となるバリアフリー化事業を特定事業に位置付けます。

また、心のバリアフリーについては、市民一人ひとりが高齢者、障害者等について理解を深め支え合う、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、教育啓発特定事業に位置付け、全市的に取り組んでいきます。

なお、整備済みの生活関連施設及び生活関連経路については、今後も高齢者、障害者等の利用に際しバリアフリー化を維持していくことが必要であることから、適切な維持管理に努めるものとします。

JR 吉浦駅周辺地区のまち歩きによる点検の様子



まち歩き点検の後は班毎に意見を交換しました。

各施設の良かった所, 悪かった所をまとめています。



各班のまとめを発表してもらいました。

2 各重点整備地区の基本構想

① JR呉駅・呉港周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

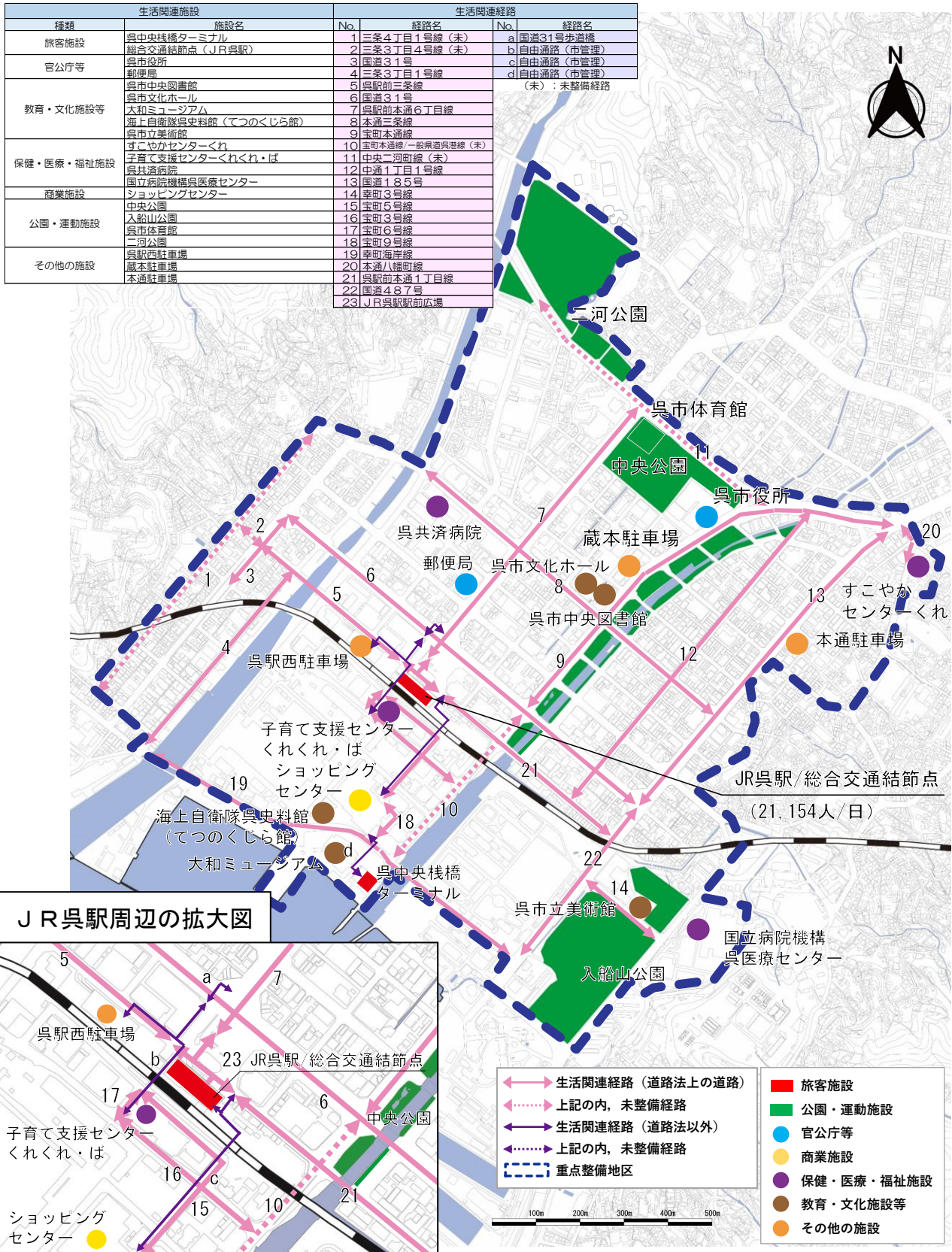


図70 重点整備地区(JR呉駅・呉港周辺地区)

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期※1	
		短期	長期
呉市	○呉中央棧橋ターミナル ・乗降用設備のバリアフリー化	○	
広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株)	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善	継続	

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市（市道）	○三条3丁目4号線 ○三条4丁目1号線 ○宝町本通線 ○中央二河町線	・歩行空間の確保 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○ ○ ○ ○

ウ 都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○中央公園 ○入船山公園 ○二河公園	・防災公園整備に併せたトイレの改修, トイレの多機能化（呉市体育館横） ・洋式トイレ化（左岸楓橋） ・トイレの多機能化（総監部側） ・洋式トイレ化, トイレの多機能化（多目的広場）	○ ○	 ○ ○

エ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化	継続	
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動	継続	

※1：実施時期 短期：5年以内に実施予定，長期：6年目以降に実施予定
実施時期は事業進捗等により変更の可能性があります。

オ 教育啓発特定事業※1

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布 ○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣 ○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布 	継続	
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○社員のバリアフリーに対する教育訓練 	継続	

※1：教育啓発特定事業は呉市全域で実施

② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

種類	生活関連施設			生活関連経路		
	施設名	No.	経路名	No.	経路名	No.
旅客施設	JR広駅	1	阿賀中央西畑線	15	虹村1号線	a
	JR新広駅	2	国道185号	16	阿賀虹村線(未)	(未):未整備経路
	JR安芸阿賀駅	3	一般県道安芸阿賀停車場線	17	広本町中新開線(未)	
	交通結節点(JR新広駅)	4	阿賀中央5丁目13号線	18	国道375号	
官公庁等	広市民センター/広まちづくりセンター	5	阿賀中央7丁目1号線	19	広本町1丁目13号線(未)	
	阿賀市民センター/阿賀まちづくりセンター	6	阿賀南3丁目1号線	20	広本町1丁目5号線(未)	
保健・医療・福祉施設	中国労災病院	7	阿賀中央町田線(未)	21	大新開吉松線	
	子育て支援センターひろひろ・ば(広まちづくりセンター内)	8	阿賀中央5丁目1号線	22	古新開2丁目13号線	
商業施設	ショッピングセンター	9	国道185号	23	多賀谷1丁目9号線	
	広公園	10	国道185号	24	一般県道広停車場線	
公園・運動施設	虹村公園	11	文化四新開線	25	広駅前線	
	オークアリーナ	12	古新開4丁目9号線(未)	26	JR広駅前広場	
その他の施設	阿賀駅前駐車場	13	古新開弁天橋線			
		14	国道185号			

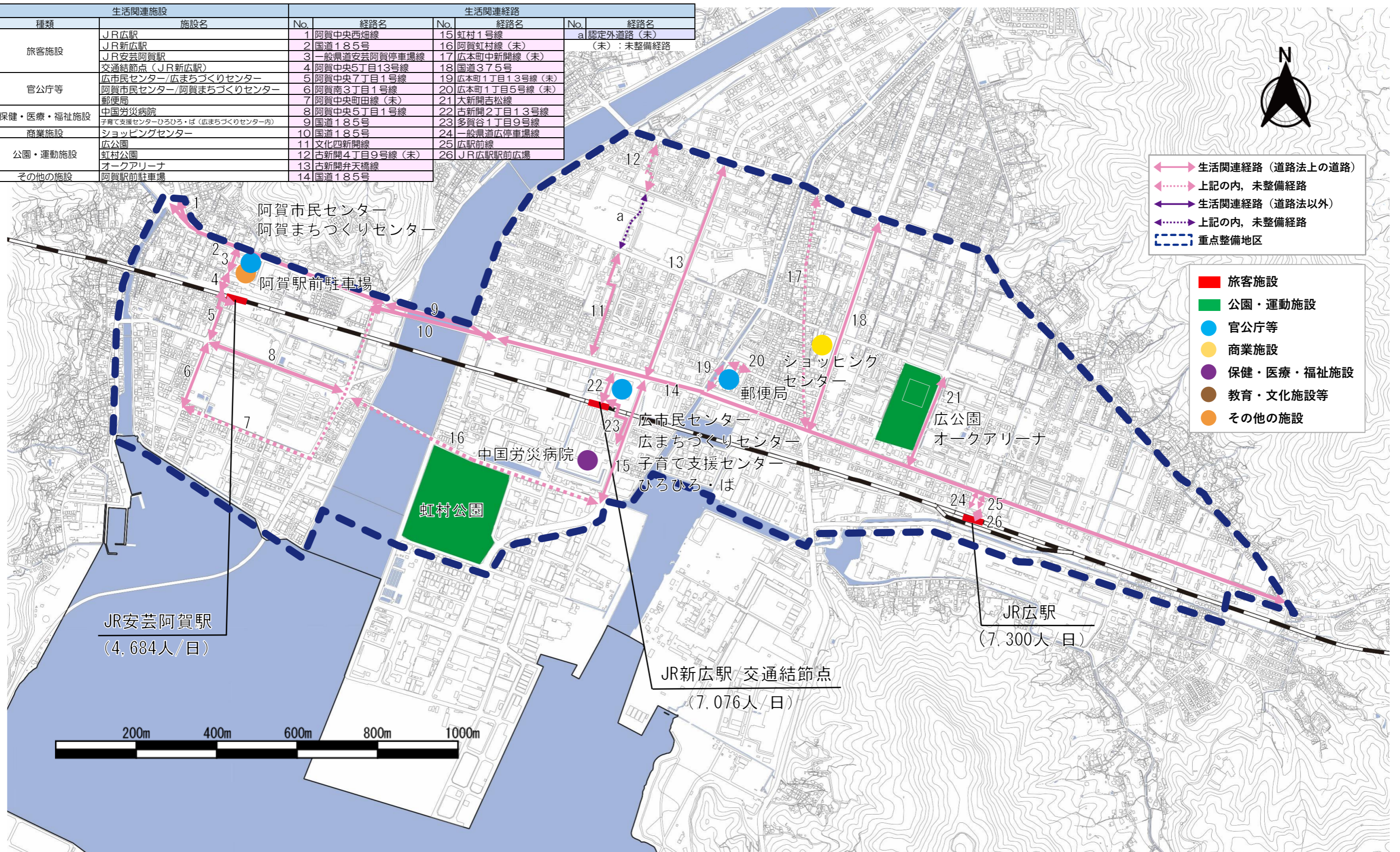


図71 重点整備地区(JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区)

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株)	○各バス停留所 ・時刻表や路線図の表示の改善		継続

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市（市道）	○阿賀中央町田線 ○阿賀虹村線 ○古新開4丁目9号線 ○認定外道路※ ¹ ○広本町1丁目5号線 ○広本町1丁目13号線 ○広本町中新開線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置（南側） ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩行空間の確保	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

※1：市道認定されていない道路であり、特定道路に該当しないため、その他事業として実施

ウ 都市公園特定事業

事業者	実施事業	整備内容	実施時期	
			短期	長期
呉市	○広公園 ○虹村公園	・トイレの改築，トイレの多機能化（西側） ・トイレの洋式化，トイレの多機能化（多目的広場） ・トイレの改築，トイレの多機能化（野球場）		○ ○ ○

エ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○信号機の改良・高度化		継続
	○違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動		継続

才 教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布 ○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣 ○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布 	継続	
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○社員のバリアフリーに対する教育訓練 	継続	

呉市役所のバリアフリー化された施設



車椅子の方も利用しやすい
駐車場精算機

高齢者や障害者の方が使い
やすいバリアフリースイレ



小さなお子様連れのための
授乳室



③ JR吉浦駅周辺地区

(1) 重点整備地区の区域・生活関連施設・経路

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	JR吉浦駅	1	吉浦中町1丁目1号線(未)
官公庁等	吉浦市民センター/吉浦まちづくりセンター 郵便局	2	吉浦本町1丁目2号線(未)
		3	国道31号(未)
		4	吉浦東線(未)

(未)：未整備経路



図72 重点整備地区（JR吉浦駅周辺地区）

(2) 実施すべき事業

ア 公共交通特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
西日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ JR吉浦駅 ・ 駅前広場のバリアフリー化 ・ ホームのバリアフリー化 ・ トイレのバリアフリー化 		○ ○ ○
広島電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各バス停留所 ・ 時刻表や路線図の表示の改善 	継続	

イ 道路特定事業

事業者	実施事業	実施時期		
		短期	長期	
国土交通省 (国道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道31号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・ 障害物の整理による歩道の拡幅 ・ 交差点部分の傾斜や段差の解消 ・ バス停留所のバリアフリー化 	○ ○	○ ○
呉市(市道)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 吉浦中町1丁目1号線 ○ 吉浦本町1丁目2号線 ○ 吉浦東線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の確保 ・ 歩行空間の確保 ・ 歩行空間の確保 ・ 停留所の待合空間の確保 	○ ○	○ ○ ○

ウ 交通安全特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
公安委員会	○ 信号機の改良・高度化	継続	
	○ 違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動	継続	

エ 教育啓発特定事業

事業者	実施事業	実施時期	
		短期	長期
呉市	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員による出前講座やセミナーの開催 ○各種取組の紹介や市広報・HPによる取組の周知 ○ヘルプマーク・ヘルプカード・介護マークの配布 ○市政だよりの点訳・音訳，手話通訳者の設置，奉仕員（手話・点訳・要約筆記・朗読）の養成及び派遣 ○認知症サポーターの養成及び認知症サポーターカードの配布 	継続	
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○社員のバリアフリーに対する教育訓練 	継続	

3 特定事業計画の作成

基本構想に示した特定事業については、各事業者において特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー法において義務付けられています。このため、基本構想作成後、速やかに特定事業計画を作成する必要があります。

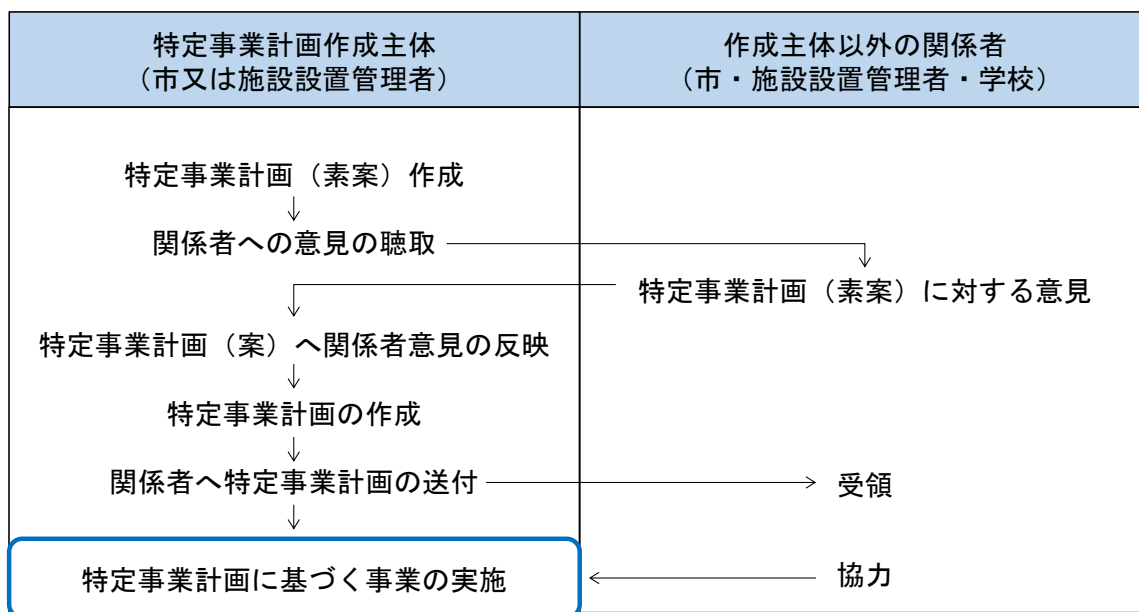


図 7 3 特定事業計画作成の流れ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン